

「飛騨・美濃伝統野菜」認証要領

(趣旨)

第1条 21世紀は、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に、ものづくりの面では、画一的な大量生産、大量消費から少量多品目生産に変わろうとしている。

農業分野でも、このようなことを視野に入れることが重要であり、野菜等農産物の販売戦略についても、ナンバーワンに加えてオンリーワンへの取り組みの必要がある。幸い、岐阜県にはこうした農産物が数多くあり、これを発掘して世に出していくため、県内の特色ある野菜、果樹等を、県が一定の要件を設け認証するものとする。

(名称)

第2条 第4条に規定する要件を全て満たす農産物の名称を「飛騨・美濃伝統野菜」とする。

(対象農産物)

第3条 認証の対象は次に該当する農産物とする

- 一 本県において生産される野菜、果樹等

(認証要件)

第4条 「飛騨・美濃伝統野菜」の認証要件は、次に掲げる全てを満たすものとする。

- 一 本県で主に栽培されていること
- 二 本県の気候風土により特性がみられること
- 三 古く(昭和20年以前)から栽培されており、地域に定着していること

(申請及び審査)

第5条 申請及び審査、認証については以下のとおりとする。

- 一 第4条の登録要件を満たす野菜、果樹等について、農林事務所長が農産園芸課長へ申請するものとする。
- 二 申請された野菜、果樹等については、飛騨・美濃伝統野菜研究会(以下「研究会」という)の意見を聴し、飛騨・美濃伝統野菜認証委員会(以下「委員会」という)に推薦するものとする。
- 三 推薦された野菜、果樹等については、委員会で認証要件に係る審査を行うものとする。
- 四 研究会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(認証及び認証書の授与)

第6条 認証及び認証書の授与については以下のとおりとする。

- 一 飛騨・美濃伝統野菜の認証は、委員会の審査結果を踏まえ、知事が行うものとする。
- 二 知事は、認証する野菜、果樹等の生産者等に対して認証書を授与する。

(認証の取り消し)

第7条 知事は、認証が不適正であると認めるときは、その認証の取り消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

(認証表示)

第8条 認証を受けた品目の生産者等は、別に定めるところにより認証表示をすることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成14年 6月24日から施行する。
この要領は、平成17年 1月14日から施行する。
この要領は、平成17年10月15日から施行する。
この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。
この要領は、令和 5年 3月22日から施行する。